

11月・12月は、

納め忘れはありませんか？

『宮城一斉滞納整理強化月間』です



税金を滞納していると…

納期限

税金を納付する期限です。以降、延滞金がかかることがあります。



督促状

督促状発送から 10 日を経過した時に税金を完納していない場合、差押えの対象となります。



財産調査

滞納者の所有している財産を調査します。



滞納整理

預貯金、給与等を差押え、未納の税金に充てられます。

皆さんが納めている税金は、教育、社会福祉、道路や河川などの公共施設の整備や維持管理、警察、消防など行政サービスに必要な、私たちの暮らしを支える大切な財源です。

滞納している税金を放置することは、納期限内に納税した多くの方との税負担の公平性を欠くことになってしまいます。このため、県と市町村は 11 月と 12 月の2か月間を「宮城一斉滞納整理強化月間」として、滞納者に対する徴収対策（文書催告や勤務先・取引先などへの財産調査、自宅などの搜索、預貯金・給与・不動産などの差し押さえ、自動車のタイヤロック）を強化しています。

税金は納期限までに、必ず納めましょう。

宮城県市町村合同  
インターネット公売の  
実施について

滞納者から差し押さえた動産などをインターネット（KSI 官公庁オークション）で公売します。さまざまな物品を出品しますので、ぜひ入札にご参加ください。



※過去の差押物品例



- 入札参加申込期間  
令和4年1月13日(木) 午後1時～  
2月1日(火) 午後11時
- 入札期間（せり売り形式）  
令和4年2月7日(月) 午後1時～  
2月9日(水) 午後11時
- 入札期間（入札形式）  
令和4年2月7日(月) 午後1時～  
2月14日(月) 午後1時

KSI官公庁オークション  
サイトはこちらから  
※令和4年1月13日午後1時  
以降に物件情報をご覧いただけ  
ます。



<https://kankocho.jp/>

【問い合わせ先】

（県税）

大河原県税事務所  
☎ 0224-53-3114  
県税務課  
☎ 022-211-2326

（市町税）

お住まいの地域の納税担当課へお問い合わせください。

前年度の各実施状況 対象期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

● 情報公開条例実施状況

- ・公文書の開示請求の件数 3件
- ・開示決定の件数 3件
- ・不服申し立ての件数 0件

● 個人情報保護条例実施状況

- ・公文書の開示請求の件数 2件
- ・開示決定の件数 2件
- ・不服申し立ての件数 0件

【問い合わせ先】総務課 ☎0224-52-2628

人事

次の方が就任されました

教育委員会委員 永井 哲氏  
【角田市教育委員会教育長】  
(令和3年10月25日付け)